

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年3月31日
【会社名】	タツモ株式会社
【英訳名】	TAZMO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 俊夫
【本店の所在の場所】	岡山県井原市木之子町6186
【電話番号】	0866-62-0923
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 亀山 重夫
【最寄りの連絡場所】	岡山県井原市木之子町6186
【電話番号】	0866-62-0923
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 亀山 重夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年3月29日開催の当社第45回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成29年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | |
| 当社普通株式1株につき金15円 | 総額57,533,865円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 平成29年3月30日 |

第2号議案 定款一部変更の件

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、池田俊夫、亀山重夫、藤原壽太郎、上田修治、河上賢二、佐藤泰之、鳥越琢史、曾根康博、大山邦雄、藤原準三を選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬等の額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）とし、取締役の報酬等の額には、従来通り使用人兼務役員の使用人分給与は含まないとするものであります。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員退職慰労金制度を平成29年3月31日をもって廃止することに伴い、平成29年3月31日までのそれぞれの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給するものであります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	22,669	95	-	（注）1	可決 86.33
第2号議案	22,741	23	-	（注）2	可決 86.61
第3号議案					
池田 俊夫	22,651	113	-		可決 86.26
亀山 重夫	22,651	113	-		可決 86.26
藤原 壽太郎	22,651	113	-		可決 86.26
上田 修治	22,650	114	-		可決 86.26
河上 賢二	22,651	113	-		可決 86.26
佐藤 泰之	22,651	113	-		可決 86.26
鳥越 琢史	22,651	113	-		可決 86.26
曾根 康博	22,645	119	-		可決 86.24
大山 邦雄	21,070	1,694	-		可決 80.24

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
藤原 準三	22,643	121	-	(注)3	可決 86.23

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案	22,608	156	-	(注)1	可決 86.10
第5号議案	22,524	240	-	(注)1	可決 85.78
第6号議案	22,617	147	-	(注)1	可決 86.14

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上